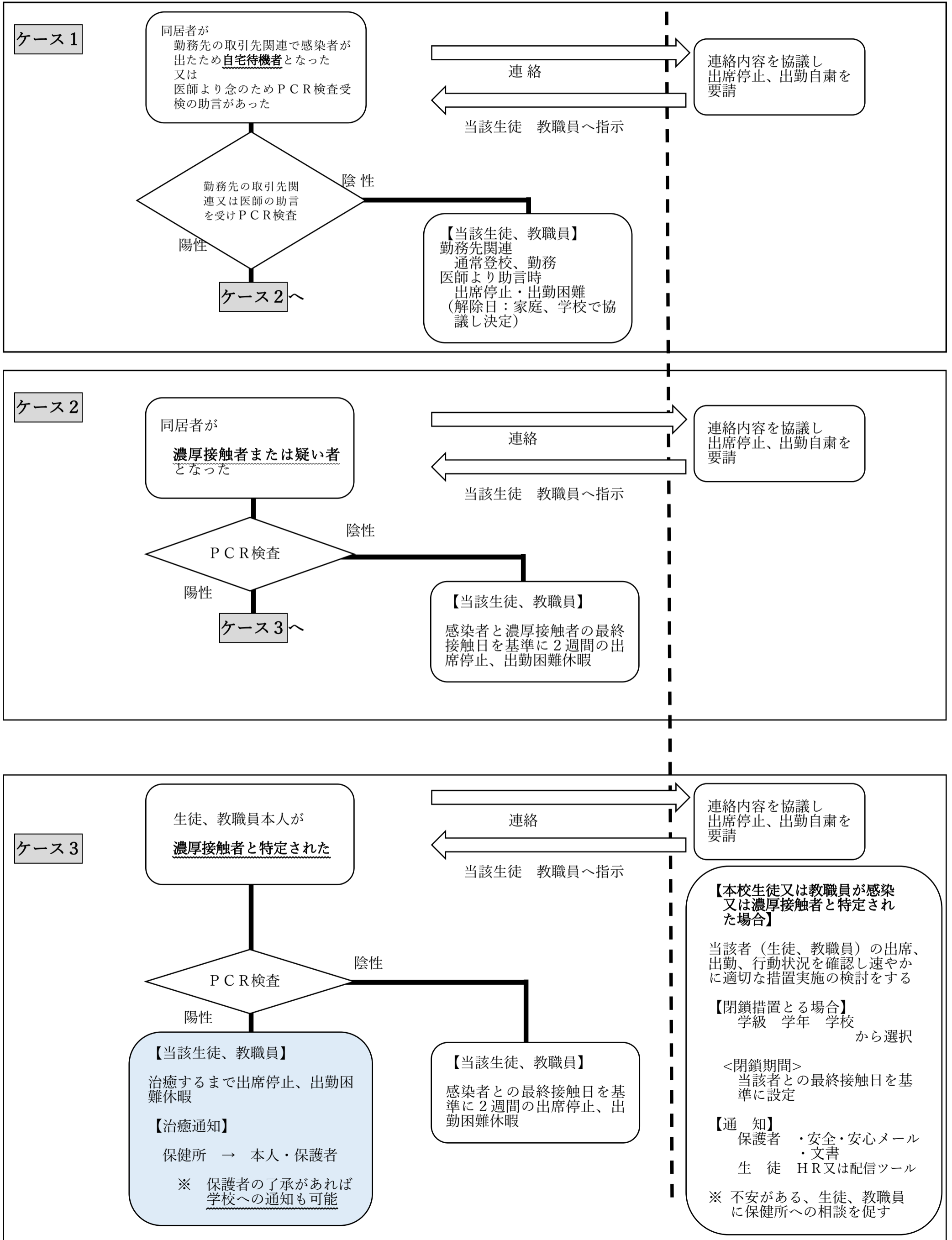


生徒、教職員の動き

学校の動き



■ 濃厚接触者の出席停止の基準

感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とする。

例) 7月1日が最後に濃厚接触日 → 7月2日から14日間出席停止

7月16日から登校可となる。

		1 最後に接触	2	3	4	5
6	7	8	9 出席停止	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19

※ 濃厚接触者が特定され、積極的疫学調査によって、PCR検査 陰性の場合も、2週間の経過観察の対象となる。

(検査陰性が感染を否定することにはならないため)

【補足】

令和2年5月29日版「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(国立感染症研究所)」により、保健所によって「濃厚接触者」と特定された者は、速やかに陽性者を発見する観点から全てPCR検査対象となる。

- ① 児童生徒又は教職員が濃厚接触者として特定され、PCR検査陰性の場合、当該児童生徒及び教職員は、感染者と接触した日を起算日とし、2週間の自宅待機・外出自粛とすること。児童生徒の場合は、出席停止となる。なお、濃厚接触者以外の者は、通常登校(勤務)となるが、2週間の検温・健康観察を必ず行う事。
- ② 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒については、主治医や学校医・医療的ケア指導医に対応方法を相談の上、その指示に従うこと。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。
- ③ 児童生徒において発熱・咳・倦怠感等、疑わしい症状の場合は校長の判断で出席停止とすることができる。なお、教職員が発熱・咳・倦怠感等、疑わしい症状の場合は出勤自粛となる。

保健所の動き

